



鳥取県公報

平成 29 年 12 月 26 日(火)
号外第 9 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県国民健康保険条例（46）（医療指導課）	5
	鳥取県星空保全条例（47）（水・大気環境課）	11
	鳥取県税条例の一部を改正する条例（48）（税務課）	16

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県国民健康保険条例の新設について

1 条例の新設理由

国民健康保険制度の改正により、県が国民健康保険の保険者となることに伴い、国民健康保険の運営に関し必要な事項を定めるものである。

2 条例の概要

(1) 鳥取県国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、鳥取県国民健康保険運営協議会を置くとともに、当該協議会の委員の定数について定める。

(2) 国民健康保険保険給付費等交付金の交付

保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため、県から市町村に交付する国民健康保険保険給付費等交付金の交付について、必要な事項を定める。

(3) 国民健康保険事業費納付金

県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県が年度ごとに市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の算定方法について必要な事項を定める。

(4) 鳥取県国民健康保険財政安定化基金による交付事業

鳥取県国民健康保険財政安定化基金による交付事業について、交付の要件及び額等を定める。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とするイに関する事項を除き、平成30年4月1日とする。

イ この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができることとする。

ウ 退職者医療制度の適用を受ける退職被保険者について、国民健康保険事業費納付金の額の算定から除外するため、所要の読替えを行うこととする。

エ 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する。

オ 鳥取県特別会計条例、鳥取県基金条例及び鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県星空保全条例の新設について

1 条例の新設理由

県内随所で天の川を観測することができる鳥取県の美しい星空が見える環境が清浄な大気と人工光の放出の少なさによってもたらされることを踏まえ、光害の防止に関して、必要な規制を行うとともに、県民等及び事業者の理解を深め、星空環境を県民の貴重な財産として保全することを目指すものである。

2 条例の概要

(1) 県の責務並びに市町村、県民等及び事業者の役割

県は、県民等及び事業者の光害に対する理解を深めるため、教育活動及び学習活動の支援、広報啓発その他必要な措置を講ずるものとし、市町村、県民等及び事業者は、県の実施する光害の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 投光器等の使用の制限

ア 何人も、屋外で投光器又はレーザー（以下「投光器等」という。）を、人の生命等を保護するために必要な場合等を除き、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用してはならないこととする。

イ 知事は、アに違反して投光器等が使用されていると認めるときは、当該使用の停止その他必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができることとする。

ウ 知事は、イの勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を採らなかった場合においては、期限を定めて、当該勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができることとする。

(3) 星空保全地域

- ア 知事は、優れた星空環境を有する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における星空環境を保全することが特に必要なものを、星空保全地域として指定することができることとする。
- イ 知事は、星空保全地域の指定に当たっては、当該星空保全地域に係る星空環境を保全するために必要な照明器具の設置及び使用に関する基準（以下「星空保全照明基準」という。）を定めなければならないこととする。
- ウ 星空保全地域において照明器具を設置し、又は使用する者は、星空保全照明基準を遵守しなければならないこととする。
- エ 知事は、星空保全地域において照明器具を設置し、又は使用する者に対し、当該照明器具が星空保全照明基準に適合するよう必要な指導又は助言をすることができることとする。
- オ 知事は、ウに違反して照明器具が設置され、又は使用されていると認めるときは、当該使用の停止その他必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができることとする。
- カ 知事は、オの勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を採らなかった場合においては、期限を定めて、当該勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができることとする。
- キ 県は、星空保全地域において星空保全照明基準を満たすために照明器具の更新、改造その他必要な措置を行う者に対し、その措置に要する費用の一部を補助することができることとする。
- ク 県は、優れた星空環境を活用した星空保全地域の振興に資する事業について必要な支援を行うものとする。

(4) 星空環境を活用した環境教育の推進等

- ア 県は、学校、地域、家庭、職場その他様々な場における星空環境及び光害の防止に関する教育活動及び学習活動に対し、必要な支援を行うものとする。
- イ 県は、県民等及び事業者に対し、星空環境を活用した教育の機会を提供するとともに、県民等が自発的に行う星空環境を活用した教育の活動が促進されるよう、必要な情報の提供に努めなければならないこととする。

(5) 罰則

- (2) ウ又は(3)カの命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(6) 施行期日等

- ア 施行期日は、イに関する事項を除き、平成30年4月1日とする。
- イ 星空保全地域の指定、星空保全照明基準の制定及びこの条例の施行のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとする。
- ウ 鳥取県景観形成条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 控除対象特定非営利活動法人として新たに1法人を指定する。
- (2) 森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるために課す森林環境保全税の適用期間を延長する。
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるために課す産業廃棄物処分場税の適用期間を延長する。

2 条例の概要

- (1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に平成30年1月1日から平成34年12月31日までの間に特定非営利活動法人ハーモニカレッジに対して支出された寄附金を加える。
- (2) 森林環境保全税に係る県民税の均等割の税率の特例期間を5年間延長し、個人にあつては平成34年度（現行 平成29年度）までの各年度、法人にあつては平成35年3月31日（現行 平成30年3月31日）までの間に開始する各事業年度等を対象とする。併せて、森林環境の保全のため、国の新たな税制上の措置が講じられる場合においては、税率の特例のあり方について、必要な検討を行うものとする。

- (3) 産業廃棄物処分場税の適用期間を5年間延長し、平成35年3月31日（現行 平成30年3月31日）までの最終処分場への産業廃棄物の搬入を課税対象とする。
- (4) 施行期日は、公布日とする。ただし、(3)に関する事項は、規則で定める日から施行する。

条 例

鳥取県国民健康保険条例をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第46号

鳥取県国民健康保険条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 鳥取県国民健康保険運営協議会（第3条―第5条）
- 第3章 国民健康保険保険給付費等交付金の交付（第6条）
- 第4章 国民健康保険事業費納付金
 - 第1節 総則（第7条・第8条）
 - 第2節 一般納付金基礎額（第9条―第14条）
 - 第3節 後期高齢者支援金等納付金基礎額（第15条―第18条）
 - 第4節 介護納付金納付金基礎額（第19条―第22条）
- 第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金（第23条―第25条）
- 第6章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、県が行う国民健康保険に関し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法並びに施行令及び算定政令で使用する用語の例による。

第2章 鳥取県国民健康保険運営協議会

（設置）

第3条 法第11条第1項の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、鳥取県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の定数）

第4条 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

- （1）国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- （3）公益を代表する委員 3人
- （4）被用者保険等被保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

（運営に関する細則）

第5条 前2条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金の交付

第6条 知事は、国民健康保険保険給付費等交付金について、算定政令第6条第2項に掲げる費用に応じて普通交付金を、同条第6項各号に掲げる額の合算額に応じて特別交付金を、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

2 特別交付金の額の算定に用いる算定政令第6条第6項第3号に掲げる額は、法第72条の2第1項の規定によ

り毎年度県が繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより市町村への交付に充てる額とする。

第4章 国民健康保険事業費納付金

第1節 総則

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第7条 知事は、毎年度に各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする。

2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令その他の関係法令及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。

(知事が定める数の告示)

第8条 知事は、次条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第22条の規定により数を定めるときは、当該数を告示するものとする。

第2節 一般納付金基礎額

(医療費指数反映係数)

第9条 医療費指数反映係数は、各市町村に係る一般納付金基礎額に当該市町村に係る年齢調整後医療費指数の多寡が反映されるものとして、知事が定める数とする。

2 知事は、前項の数を定めるに当たっては、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮しなければならない。

(年齢調整後医療費指数)

第10条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令9条第4項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金所得係数)

第11条 一般納付金所得係数は、算定政令第9条第5項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するための配慮を要すると知事が認めるときは、この限りでない。

(一般納付金所得等割合)

第12条 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第13条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第9条第7項第2号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第14条 一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満までの範囲内において、施行令第29条の7第2項に規定する基準を考慮して知事が定める数とする。

第3節 後期高齢者支援金等納付金基礎額

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第15条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、算定政令第10条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するための配慮を要すると知事が認めるときは、この限りでない。

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第16条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第17条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第10条第5項第2号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第18条 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満までの範囲内において、施行令第29条の7第3項に規定する基準を考慮して知事が定める数とする。

第4節 介護納付金納付金基礎額

(介護納付金納付金所得係数)

第19条 介護納付金納付金所得係数は、算定政令第11条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するための配慮を要すると知事が認めるときは、この限りでない。

(介護納付金納付金所得等割合)

第20条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第4項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第21条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第5項第2号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第22条 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満までの範囲内において、施行令第29条の7第4項に規定する基準を考慮して知事が定める数とする。

第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金

(交付金の交付の要件)

第23条 鳥取県国民健康保険財政安定化基金（鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第9号）第2条第6項の規定により設置された鳥取県国民健康保険財政安定化基金をいう。）による法第81条の2第1項第2号に掲げる事業に係る交付金は、市町村が次の各号のいずれかに該当すると認められるときに交付する。

- (1) 被保険者の多数が災害によって著しい被害を受けたこと。
- (2) 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下等によって地域経済に特別の事情が生じたこと。
- (3) その他被保険者の生活に影響を与える特別の事情が生じたこと。

(拠出金の額等)

第24条 各市町村が負担する財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の額は、当該年度における第1号に掲げる額に第2号に掲げる数を乗じて得た額を基準として、知事が定める額とする。

- (1) 算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額
- (2) 当該市町村の被保険者の数を県内の被保険者の数で除して得た数

2 知事は、前項の規定により各市町村の拠出金の額を算定した場合には、各市町村に対して拠出金の額及び納付の期限その他必要な事項を通知しなければならない。この場合において、前項の規定により算定した拠出金の徴収は、当該拠出金に係る交付を行った年度の翌々年において行うものとする。

(拠出金の納付期限の延長)

第25条 知事は、前条第2項の規定により拠出金の納付の期限の通知を受けた市町村が、災害その他特別の事情により拠出金に当てる財源の確保が著しく困難となった場合においては、当該市町村に係る拠出金の納付期限を延長することができる。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(退職被保険者等に係る経過措置)

- 3 退職被保険者等所属都道府県及び退職被保険者等所属市町村については、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第10条	算定政令9条第4項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第1号
第11条	算定政令第9条第5項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額を算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額
第12条	算定政令第9条第6項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号
第15条	算定政令第10条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額を算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額
第16条	算定政令第10条第4項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号

(鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の廃止)

- 4 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例(平成17年鳥取県条例第66号)は、廃止する。ただし、この条例の施行の日前に交付決定された鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例第3条第1項の交付金については、なお従前の例による。

(鳥取県特別会計条例の一部改正)

- 5 鳥取県特別会計条例(平成19年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
名称	設置目的	歳入	歳出	名称	設置目的	歳入	歳出
略				略			
11 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計	就農支援資金貸付事業の円滑な運営及びその経理の適正を図り、並びに農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理及びその経理の適正を図ること。	就農支援資金に係る元金収入、国からの借入金、一般会計からの繰入金及び附属諸収入並びに農業改良資金貸付金に係る元金収入及び附属諸収入	就農支援資金に係る貸付金、借入金、償還金その他諸支出及び農業改良資金に係る借入金の償還金その他の諸支出	11 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計	就農支援資金貸付事業の円滑な運営及びその経理の適正を図り、並びに農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理及びその経理の適正を図ること。	就農支援資金に係る元金収入、国からの借入金、一般会計からの繰入金及び附属諸収入	就農支援資金に係る貸付金、借入金、償還金その他諸支出及び農業改良資金に係る借入金の償還金その他の諸支出
12 鳥取県	鳥取県国民健康保険事業の円	分担金及び負担金、国	国民健康保険運営				

国民健康保険運営事業特別会計	滑な運営及びその経理の適正を図ること。	からの支出金、一般会計及び鳥取県国民健康保険財政安定化基金（鳥取県基金条例第2条第6項の規定により設置された鳥取県国民健康保険財政安定化基金をいう。）からの繰入金並びに附属諸収入	事業費その他の諸支出	
----------------	---------------------	---	------------	--

(鳥取県基金条例の一部改正)

6 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>(設置) 第2条 略 2～5 略 6 <u>国民健康保険法第81条の2第1項の規定に基づき、別表第3の4の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th style="width: 10%;">設 置 目 的</th> <th style="width: 15%;">積立て等</th> <th style="width: 15%;">運 用 益 金 の 整 理 又 は 処 理</th> <th style="width: 10%;">処 分 事 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">鳥 取 県 国 民 健 康</td> <td style="text-align: center;">鳥 取 県 国 民 健 康 保 険 運 営 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 予 算 (鳥取県特別</td> <td style="text-align: center;">鳥 取 県 国 民 健 康 保 険 運 営 事 業 特 別</td> <td style="text-align: center;">当該基金の設置目的を達成するために必要</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設 置 目 的	積立て等	運 用 益 金 の 整 理 又 は 処 理	処 分 事 由	略					4	鳥 取 県 国 民 健 康	鳥 取 県 国 民 健 康 保 険 運 営 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 予 算 (鳥取県特別	鳥 取 県 国 民 健 康 保 険 運 営 事 業 特 別	当該基金の設置目的を達成するために必要	<p>(設置) 第2条 略 2～5 略 6 <u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の4の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th style="width: 10%;">設 置 目 的</th> <th style="width: 15%;">積立て等</th> <th style="width: 15%;">運 用 益 金 の 整 理 又 は 処 理</th> <th style="width: 10%;">処 分 事 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">鳥 取 県 国 民 健 康</td> <td style="text-align: center;">一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 定 め る 額</td> <td style="text-align: center;">一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 計 上 し て</td> <td style="text-align: center;">当該基金の設置目的を達成するために必要</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設 置 目 的	積立て等	運 用 益 金 の 整 理 又 は 処 理	処 分 事 由	略					4	鳥 取 県 国 民 健 康	一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 定 め る 額	一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 計 上 し て	当該基金の設置目的を達成するために必要
名称	設 置 目 的	積立て等	運 用 益 金 の 整 理 又 は 処 理	処 分 事 由																											
略																															
4	鳥 取 県 国 民 健 康	鳥 取 県 国 民 健 康 保 険 運 営 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 予 算 (鳥取県特別	鳥 取 県 国 民 健 康 保 険 運 営 事 業 特 別	当該基金の設置目的を達成するために必要																											
名称	設 置 目 的	積立て等	運 用 益 金 の 整 理 又 は 処 理	処 分 事 由																											
略																															
4	鳥 取 県 国 民 健 康	一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 定 め る 額	一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 計 上 し て	当該基金の設置目的を達成するために必要																											

民 健 康 保 險 財 政 財 政 安 定 化 基 金	保 險 の 財 政 安 定 化 を 図 る こ と 。	会 計 条 例 第 2 条 の 規 定 に よ り 設 置 さ れ る 鳥 取 県 国 民 健 康 保 險 運 営 事 業 特 別 会 計 に 係 る 歳 入 歳 出 予 算 を い う 。	会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 計 上 し て 当 該 基 金 に 積 立 て	な 経 費 の 財 源 に 充 て る と き。	民 健 康 保 險 財 政 安 定 化 基 金	保 險 の 財 政 安 定 化 を 図 る こ と 。	当 該 基 金 に 積 立 て	な 経 費 の 財 源 に 充 て る と き。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

7 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県医療費 適正化計画策 定評価委員会	高齢者の医療の確保に関する法律 第9条第1項の規定により定める 計画に関する事項	鳥取県医療費 適正化計画策 定評価委員会	高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 第9条第 1項の規定により定める計画に関 する事項
鳥取県国民健 康保険運営協 議会	鳥取県国民健康保険事業の運営に 関する事項		
略		略	

鳥取県星空保全条例をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第47号

鳥取県星空保全条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 星空環境の保全

第1節 投光器等の使用の制限（第7条・第8条）

第2節 星空保全地域（第9条―第17条）

第3章 星空環境を活用した環境教育の推進等（第18条・第19条）

第4章 雑則（第20条・第21条）

第5章 罰則（第22条・第23条）

附則

鳥取県は、鳥取市さじアストロパークなどの観測拠点が星空の美しさで我が国随一とされており、全ての市町村で天の川を観測できるなど、後世まで永く伝えるべき「星空」という大切な誇るべき「宝」を有している。

しかしながら、美しい星空が見える環境は、清浄な大気と人工光の放出の少なさによってもたらされているが、全国各地で過剰な人工光により星空が失われつつあるとされている。

私たち鳥取県民は、豊かで美しい自然の象徴である星空を守る行動に立ち上がり、私たちの星空を、ふるさとの重要な景観と位置付けるとともに、観光や地域経済の振興、そして環境教育等に生かしていくこととし、鳥取県の美しい星空が見える環境を県民の貴重な財産として保全し、次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県内随所で天の川を観測することができる鳥取県の美しい星空が見える良好な環境について、これが清浄な大気と光害の少なさによってもたらされることを踏まえ、光害の防止に関して、行政、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにし、県民生活及び事業活動に必要な照明を確保しつつ必要な規制を行うとともに、星空環境を観光及び地域経済の振興や環境教育に活用することを推進することで県民等及び事業者の理解を深め、もって星空環境を県民の貴重な財産として保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 光害 照明器具の不適切な使用又はその目的とする照射範囲から外れた光によって星空環境に悪影響を及ぼすことをいう。
- (2) 星空環境 星空の観測に適した、美しい星空が見える環境をいう。
- (3) 県民等 県民、県内に滞在する者及び県内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 県内で事業活動を営む者をいう。

（県の責務）

第3条 県は、星空環境の保全に当たっては、光害の防止が不可欠であることを踏まえ、県民等及び事業者の光害に対する理解を深めるため、教育活動及び学習活動の支援、広報啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、自ら率先して光害の防止に取り組むものとする。

（市町村の役割）

第4条 市町村は、光害の防止に関する施策の実施に努めるとともに、県の実施する光害の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市町村は、自らの事務及び事業による光害の防止に努めるものとする。

(県民等及び事業者の役割)

第5条 県民等及び事業者は、県の実施する光害の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民等及び事業者は、光害の防止に努めるものとする。

(関係行政機関への協力要請)

第6条 県は、関係行政機関に対し、光害の防止のために必要な協力を要請するものとする。

第2章 星空環境の保全

第1節 投光器等の使用の制限

(投光器等の使用の制限)

第7条 何人も、屋外で投光器又はレーザー（以下「投光器等」という。）を、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産を保護するために必要な場合
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他これに類する行為を行うために必要な場合
- (3) 交通の安全を確保するために必要な場合
- (4) 試験又は研究の実施のためやむを得ないと認められるとき。
- (5) 水産動植物の採捕又は養殖のために必要な場合
- (6) 1日を超えない期間の催物であって、規則で定めるところにより知事に届け出たものにおいて使用する
場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に基づく行為を行うために必要な場合

(投光器等の使用に係る命令等)

第8条 知事は、前条の規定に違反して投光器等が使用されていると認めるときは、当該投光器等を使用する者に対し、当該使用の停止その他必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を採らなかった場合においては、鳥取県景観審議会（鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第26条第1項の規定により設置される審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴いて、当該者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

第2節 星空保全地域

(星空保全地域の指定)

第9条 知事は、優れた星空環境を有する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における星空環境を保全することが特に必要なものを、星空保全地域として指定することができる。

2 知事は、星空保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、星空保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該地域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該星空保全地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

6 知事は、星空保全地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 星空保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第2項及び前2項の規定は星空保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第3項から第5項までの規定は星空保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(指定の要請)

第10条 前条第1項に該当する区域の市町村長は、知事に対し、当該区域を星空保全地域として指定するよう要請することができる。

2 知事は、前項の規定による要請を受けたときは、当該区域が星空保全地域として指定すべき区域に該当するか否かについて調査しなければならない。この場合において、当該区域を星空保全地域として指定することが適当であると認めるときは、その調査の結果を鳥取県景観審議会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 前項の場合において、当該区域を星空保全地域として指定しようとするときは、前条第3項から第7項までの規定を準用する。

(星空保全照明基準)

第11条 知事は、星空保全地域の指定に当たっては、当該星空保全地域に係る星空環境を保全するために必要な照明器具の設置及び使用に関する基準（以下「星空保全照明基準」という。）を定めなければならない。

2 星空保全照明基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 照明器具の設置の位置、照射の方向及び輝度に関する事項

(2) 前号に定めるもののほか、当該星空保全地域における星空環境の保全のために特に配慮を要する事項

3 知事が星空保全照明基準を定めるに当たっては、前項第1号に掲げる事項については規則で定める基準に従い定めるものとする。

4 知事は、星空保全照明基準を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、星空保全照明基準を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があったときは、当該星空保全地域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

7 知事は、星空保全照明基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

8 星空保全照明基準は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

9 第3項から前項までの規定は、星空保全照明基準の変更について準用する。

(星空保全照明基準の遵守)

第12条 星空保全地域において照明器具を設置し、又は使用する者は、星空保全照明基準を遵守しなければならない。ただし、前条第7項の告示の日から6月を経過した日において現に設置し、又は使用されている照明器具については、この限りでない。

(指導及び助言)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、星空保全地域において照明器具を設置し、又は使用する者に対し、当該照明器具が星空保全照明基準に適合するよう必要な指導又は助言をすることができる。

(照明器具の使用に係る命令等)

第14条 知事は、第12条の規定に違反して照明器具が設置され、又は使用されていると認めるときは、当該照明器具を設置し、又は使用する者に対し、当該使用の停止その他必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を採らなかった場合においては、鳥取県景観審議会の意見を聴いて、当該者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

(星空保全照明基準への適合に要する費用の補助)

第15条 県は、星空保全地域において星空保全照明基準を満たすために照明器具の更新、改造その他必要な措置を行う者に対し、予算の範囲内で、その措置に要する費用の一部を補助することができる。

(星空保全地域における地域振興)

第16条 県は、優れた星空環境が観光及び地域経済の振興に資する貴重な資源であることに鑑み、これを活用した星空保全地域の振興に資する事業について必要な支援を行うものとする。

(星空環境の監視)

第17条 県は、星空保全地域における優れた星空環境を維持するために、県民等の協力を得て星空保全地域の夜

空の明るさを監視するとともに、その結果を公表するものとする。

第3章 星空環境を活用した環境教育の推進等

(教育活動及び学習活動の支援)

第18条 県は、県民等及び事業者が光害への対策の必要性について理解を深めることができるよう、学校、地域、家庭、職場その他様々な場における星空環境及び光害の防止に関する教育活動及び学習活動に対し、指導、助言、人材のあっ旋、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(星空環境活用教育の機会及び情報の提供)

第19条 県は、県民等及び事業者に対し、星空環境を活用した教育（以下この条において「星空環境活用教育」という。）の機会を提供するとともに、県民等が自発的に行う星空環境活用教育の活動が促進されるよう、必要な情報の提供に努めなければならない。

第4章 雑則

(報告及び検査)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、照明器具を設置し、若しくは使用する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、照明器具を設置し、若しくは使用している土地若しくは建物その他の場所に立ち入り、施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第22条 第8条第2項又は第14条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第9条又は第10条の規定による星空保全地域の指定、第11条の規定による星空保全照明基準の制定及びこの条例の施行のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(鳥取県景観形成条例の一部改正)

3 鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置等)</p> <p>第26条 <u>次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県景観審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。</u></p> <p>(1) <u>知事の諮問に応じて景観形成に関する事項を調査審議すること。</u></p> <p>(2) <u>鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号。以下「星空保全条例」という。）第8条第2項、第9条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）、第10条第2項、第11条第4項</u></p>	<p>(設置等)</p> <p>第26条 知事の諮問に応じて景観形成に関する事項を調査審議させるため、鳥取県景観審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。</p>

<p><u>(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第14条第2項の規定により知事に意見を述べること。</u></p> <p>2 審議会は、<u>景観形成に関する事項及び星空環境(星空保全条例第2条第2号に規定する星空環境をいう。以下同じ。)</u>の保全に関する事項について、知事に意見を述べることができる。</p> <p>(組織等) 第27条 略</p> <p>2 委員は、<u>景観形成又は星空環境の保全</u>に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。</p> <p>(地域部会等) 第31条 審議会に、対象区域の一部の地域の景観形成に関する事項<u>又は星空環境の保全に関する事項</u>を集中的に調査審議させるため、規則で定めるところにより、<u>地域部会又は星空環境保全部会(以下「地域部会等」という。)</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>地域部会等</u>に属すべき委員は、会長が指名する。</p> <p>3 <u>地域部会等</u>に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。</p> <p>4～6 略</p>	<p>2 審議会は、<u>景観形成に関する事項</u>について、知事に意見を述べることができる。</p> <p>(組織等) 第27条 略</p> <p>2 委員は、<u>景観形成</u>に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。</p> <p>(地域部会) 第31条 審議会に、対象区域の一部の地域の景観形成に関する事項を集中的に調査審議させるため、規則で定めるところにより、<u>地域部会</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>地域部会</u>に属すべき委員は、会長が指名する。</p> <p>3 <u>地域部会</u>に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。</p> <p>4～6 略</p>
--	---

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第48号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。			(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間
略			略		
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで	特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで			
(個人の均等割の税率の特例) 第53条の19 平成20年度から平成34年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。			(個人の均等割の税率の特例) 第53条の19 平成20年度から平成29年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。		
(法人の均等割の税率の特例) 第53条の20 平成20年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同表の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。			(法人の均等割の税率の特例) 第53条の20 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同表の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。		
略			略		

<p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、<u>平成35年3月31日</u>までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第17条 略</p> <p><u>(国の税制改正に伴う検討)</u></p> <p>第18条 <u>森林環境の保全のため、国の新たな税制上の措置が講じられる場合においては、第53条の19及び第53条の20の規定による税率の特例のあり方について、必要な検討を行うものとする。</u></p>	<p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、<u>平成30年3月31日</u>までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第17条 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第232条の改正規定は、規則で定める日から施行する。